

登別市再生可能エネルギー発電事業と
地域との調和に関する条例

【手引き】

令和7年3月
登別市市民生活部環境対策グループ

目次

I	はじめに	1
II	条例の概要	2
1	目的〔第1条〕	2
2	定義〔第2条〕	2
3	適用事業〔第3条〕	3
4	基本理念〔第4条〕	3
5	責務〔第5条、第6条、第7条、第8条〕	4
6	禁止区域〔第9条〕	5
7	抑制区域〔第10条〕	6
8	配慮事項〔第11条〕	8
9	事前協議〔第12条〕、地域住民等への説明等〔第13条〕、 各種届出〔第14条、第15条、第17条、第18条〕、 標識の掲示〔第16条〕、維持管理〔第19条〕、 侵入防止措置〔第20条〕	9
10	立入調査等〔第21条〕	
11	指導、助言及び勧告〔第22条〕、命令〔第23条〕	10
12	公表〔第24条〕	11
13	国及び道への報告〔第25条〕	11
14	罰則〔第26条〕	11
15	国等の特例〔第27条〕	11
16	委任〔第28条〕	11
17	施行期日・経過措置〔附則〕	12
III	必要な手続き・届出等	13
1	手続き・届出等の流れ	13
2	手続き・届出等の内容	14
①	市との事前協議	14
②	地域住民等への説明、意見を申し出た者との協議	15
③	結果報告	15
④	事業計画の届出	16
⑤	事業計画の変更、中止の届出	16
⑥	工事着手の届出	18
⑦	工事の中断、再開、中止の届出	18
⑧	工事完了の届出	18
⑨	廃止の届出	19
⑩	発電設備の撤去等完了の届出	19
	標識の掲示	20
	維持管理、侵入防止措置、地位の継承の届出	21
IV	手続き・届出等の書類提出先、注意点とお願い	22
1	手続き・届出等の書類提出先	22
2	手続き・届出等の注意点とお願い	22
V	〔参考資料〕主なガイドライン等	23

I はじめに

再生可能エネルギー発電事業については、固定価格買取制度（FIT制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の創設、また、環境問題への注目の高まりなどもあり、全国的に太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいます。

国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、こうした社会情勢等からも、今後、さらに再生可能エネルギーの導入が進むことも考えられます。

再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化対策に貢献するものであり、ゼロカーボンシティを目指す本市にとっても積極的に取り組むべきものですが、再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、観光都市という地域特性からも、そうした影響等の低減を図る必要があります。

本市では、一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業に関し、市への届出や地域への説明を求めるとともに、秩序ある発電事業の実施を促すため、令和5年4月より「登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を運用していますが、こうした経緯等を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業を禁止・抑制するエリアの設定、配慮事項等を盛り込む「登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」を制定しました。

なお、「登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」は、この条例の施行に伴い、廃止します。

事業者におかれましては、関係法令等及びこの条例を遵守し、ルールに則って適正に再生可能エネルギー発電事業を行うようお願いします。

この条例は、令和7年6月1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

※ 詳しくは、この手引きのP12、P22をご参照ください。

II 条例の概要

1 目的 [第1条]

この条例は、登別市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、もって再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ることを目的とするものです。

2 定義 [第2条]

再生可能エネルギー 発電設備 (以下「発電設備」 といいます。)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生 可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス 等)を電気に変換する設備及び系統用蓄電池(電力系統に直 接接続する蓄電池をいいます。)並びにこれらの附属設備
再生可能エネルギー 発電事業 (以下「発電事業」 といいます。)	発電設備を設置する工事(樹木の伐採、土地の形質の変更そ の他当該発電設備を設置するために必要な工事を含みます。 以下「設置工事」といいます。)により発電設備を設置し、 これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業
事業区域	発電事業の用に供する土地の区域
事業者	発電設備を設置する者、発電設備を維持管理する者及び発電 設備を利用して発電、蓄電又は放電を行う者(これらに関す る業務の全部又は一部について委託を受ける者を含みます。)
建築物	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規 定する建築物
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者
地域住民等	ア 事業区域の周辺に居住している者 イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しく は管理者 ウ 事業区域の属する町内会等関係者 エ その他市長が特に認めた者

3 適用事業 [第3条]

この条例の規定は、次の（１）、（２）のいずれかに該当する発電事業に適用するものとします。ただし、建築物に発電設備を設置するものを除きます。

（１）発電出力が10キロワット以上の発電事業

※ 次の①又は②に該当する場合も含まれますので、ご注意ください。

- ①実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の発電設備を設置する事業であって、当該複数の発電出力の合計が10キロワット以上となるもの
- ②既に施工が完了している発電設備若しくは施工中の発電設備の変更等を行う事業であって、当該発電設備の変更後の発電出力が10キロワット以上となるもの

（２）系統用蓄電池を設置する発電事業

4 基本理念 [第4条]

『登別市の良好な自然環境、景観、生活環境等は、先人から引き継がれたかけがえない市民共通の財産であり、観光都市という地域特性からも将来にわたって市民及び来訪者がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない』旨を基本理念としています。

5 責務 [第5条、第6条、第7条、第8条]

<p>市の責務 [第5条]</p>	<p>この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとします。</p>
<p>事業者の責務 [第6条]</p>	<p>①関係法令等及びこの条例を遵守し、発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めてください。</p> <p>②自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態（以下「災害等」といいます。）により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、地域住民等に周知しなければなりません。</p> <p>③発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。</p> <p>④発電事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を填補するための保険又は共済に加入するとともに、災害等が発生したときの措置及び発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければなりません。</p>
<p>土地所有者等の責務 [第7条]</p>	<p>発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう事業区域に係る土地を適正に管理しなければなりません。</p>
<p>市民の責務 [第8条]</p>	<p>この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めてください。</p>

6 禁止区域 [第9条]

自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止のため、次の区域を発電事業を禁止する区域（以下「禁止区域」といいます。）として指定するものとします。

事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはなりません。ただし、発電事業の内容が関係法令等の定めに適合しているものである場合は、この限りではありません。

なお、発電事業の実施にあたり、関係法令等の定めに適合させるために事前調査等を必要とする場合などにおいて、その事前調査等の実施を妨げるものではありません。

また、「適合」については、関係法令等の定めに反していないことはもとより、関係法令等で定められている必要な手続き・届出等の完了や許認可の取得等を指しています。

禁止区域	関係法令等
①地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
②急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び同法第9条第1項
④砂防指定地の区域	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
⑤国立公園の区域	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号
⑥特別緑地保全地区	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項
⑦保安林の区域	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項
⑧特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項
⑨河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
⑩史跡、名勝又は天然記念物の存する区域	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項
⑪登別市指定文化財の存する区域	登別市文化財保護条例（平成2年条例第23号）第5条第1項

7 抑制区域 [第10条]

自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止のため、次の(1)～(4)の区域のうち必要があると認めるものを発電事業を抑制する区域(以下「抑制区域」といいます。)として指定し、事業区域に含まないように事業者に協力を求めます。

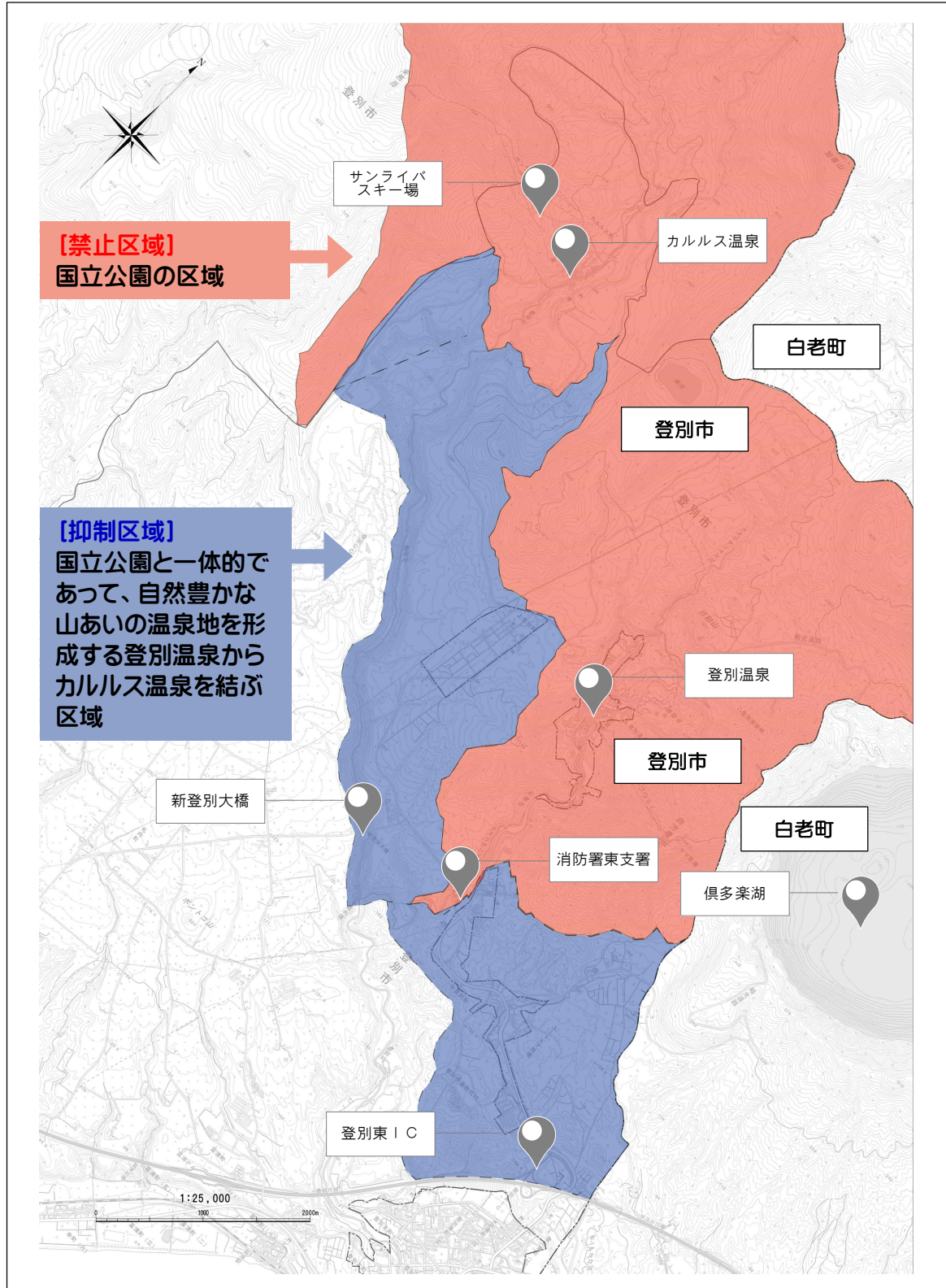
なお、禁止区域と抑制区域のいずれにも該当する区域は、禁止区域とします。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 自然環境、景観、生活環境等の保全が必要であると認められる区域
- (3) 災害の発生が危惧される区域
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有する区域

抑制区域	関係法令等
①国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカルルス温泉を結ぶ区域(別図:P7参照)	—
②都市計画施設の区域(登別市公共下水道の排水区域にのみ該当する区域を除きます。)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項
③鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項
④貝つか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項
⑤水資源保全地域	北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第1項
⑥自然景観保護地区、学術自然保護地区、記念保護樹木の存する区域	北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第22条第1項及び同条例第23条第1項
⑦都市公園の周辺区域	登別市都市公園条例(昭和42年条例第21号)第2条
⑧登別景観・みどり遺産、保護樹の存する区域	登別市景観とみどりの条例(平成28年条例第1号)第19条第1項及び同条例第25条第1項
⑨上記のほか、市長が必要と認める区域	—

7 抑制区域 [第10条] (つづき)

国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカルルス温泉を結ぶ区域 (別図)



8 配慮事項 [第11条]

事業者が発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次の(1)～(5)に掲げるものについては、配慮が必要な事項(以下「配慮事項」といいます。)として、事業者に特段の配慮を求めます。

- (1) 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。
- (2) 防災及び安全対策に関すること。
- (3) 地域住民等への対応に関すること。
- (4) 発電設備設置後の維持管理に関すること。
- (5) 上記のほか、市長が必要と認める事項

影響があると想定される事項	配慮事項
自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光都市であることを踏まえ、これを形成する自然環境又は景観を損なわないよう配慮すること。 2 樹木を伐採する場合は、最小限とすること。 3 既存の樹木等を生かしながら、景観等に及ぼす影響を最小限とするよう十分配慮し、景観等を損なう場合又は損なうおそれがある場合は、植樹等の対策を講じること。 4 発電設備による圧迫感に配慮するとともに、騒音、熱、電磁波、反射光等により、地域住民等のほか、通行者等の健康又は生活環境を損なわないよう、事業区域の境界からの後退又は植樹による遮蔽等の対策を講じること。 5 歩行者、一般車両等の安全確保を図るとともに、関係車両、重機等による騒音、振動、粉じん等により被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。 6 文化財(登別市文化財保護条例(平成2年条例第23号)第2条に規定する文化財をいいます。)及び登別市指定文化財の保護及び生物の多様性の確保が図られるよう、これらへの影響に配慮すること。
防災及び安全対策に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更は最小限とし、切土又は盛土により法面又は擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。 2 崖地の近隣に発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔又は崖肩沿いの排水等により崖地の崩落を防止する措置を講じること。 3 雨水、排水又は湧水は、想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防止すること。 4 雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等に事業者が責任をもって対応すること。
地域住民等への対応に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の計画から発電事業を開始するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容を説明する標識等を掲示し、事業の周知を図ること。 2 地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努めること。
発電設備設置後の維持管理に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の除草又は剪定、清掃を定期的実施すること。 2 除草剤又は農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。 3 周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処すること。

9 事前協議 [第12条]、地域住民等への説明等 [第13条]、各種届出 [第14条、第15条、第17条、第18条]、標識の掲示 [第16条]、維持管理 [第19条]、侵入防止措置 [第20条]

事前協議 [第12条]	発電事業に関する計画についての市との協議
地域住民等への説明等 [第13条]	地域住民等に対する事業計画の説明など
事業計画の届出 [第14条]	事業計画の届出（事業計画の変更、中止を含みます。）
工事着手等の届出 [第15条]	設置工事の着手、完了の届出（設置工事の中断、再開、中止を含みます。）
標識の掲示 [第16条]	公衆の見やすい場所への標識の掲示
廃止の届出 [第17条]	発電事業の廃止、発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置と当該措置の完了の届出
地位の継承の届出 [第18条]	事業者の地位の継承の届出
維持管理 [第19条]	維持管理計画の作成、維持管理計画に基づく発電設備等の維持管理
侵入防止措置 [第20条]	事業区域内への侵入防止措置と安全対策

※ 詳しくは、この手引きのP13～P21をご参照ください。

10 立入調査等 [第21条]

市は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者に対して報告や資料の提出を求め、又は事業者の事務所や事業所、事業区域に立ち入って必要な調査や関係者への質問をすることができるものとします。

1 1 指導、助言及び勧告〔第22条〕、命令〔第23条〕

〔指導・助言〕

市は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができるものとします。

〔勧告〕

市は、事業者が次の（１）～（７）のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができるものとします。

- （１）この条例の規定による協議、説明、報告若しくは届出（以下「届出等」といいます。）を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。（事業計画の変更又は中止に係る地域住民等への説明等を含みます。）
- （２）第16条の規定による標識の掲示をしないとき。
- （３）第17条第2項の規定による解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じないとき。
- （４）第19条の規定による維持管理計画の作成をしないとき又は維持管理計画に基づく維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき若しくは被害を与えるおそれがあるとき。
- （５）第20条の規定による侵入防止措置を講じないとき。
- （６）第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。
- （７）指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

事業者は、市から指導、助言又は勧告を受けたときは、これにより講じた措置等その対応の状況について、速やかに市に報告しなければなりません。

〔命令〕

市は、事業者が禁止区域の規定に違反して発電事業を実施したとき又は勧告に正当な理由なく従わないときは、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができるものとします。

事業者は、市から命令を受けたときは、これにより講じた措置等その対応の状況について、速やかに市に報告しなければなりません。

12 公表〔第24条〕

市は、命令を受けた事業者が当該命令に正当な理由なく従わないときは、当該事業者の氏名・住所（法人その他の団体にあつては、その名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地）、当該命令の内容を公表することができるものとします。

なお、公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を設けます。

13 国及び道への報告〔第25条〕

市は、事業者が指導、助言、勧告、命令に正当な理由なく従わないときは、その内容や事実を関係書類を添えて国及び道へ報告することができるものとします。

14 罰則〔第26条〕

事業者が命令に正当な理由なく従わないときは、5万円以下の過料に処するものとします。

15 国等の特例〔第27条〕

国又は地方公共団体が行う発電事業は、この条例を適用しません。

16 委任〔第28条〕

この条例の施行に関し必要な事項は、条例の施行規則に定めます。

17 施行期日・経過措置〔附則〕

(1) この条例は、令和7年6月1日から施行します。ただし、(4)の規定は、公布の日から施行します。

(2) この条例の規定は、この条例の令和7年6月1日以後に設置工事に着手する発電事業に適用します。ただし、市は、この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している事業者に対してこの条例の規定を遵守するよう協力を求めることができるものとします。

(3) 上記(2)にかかわらず、次の①～⑦の規定は、第3条の適用事業に該当するすべての発電事業に適用します。(この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合で、発電設備の変更等により第3条の適用事業に該当することとなる時も同様とします。)

①廃止の届出〔第17条〕

②地位の継承の届出〔第18条〕

③維持管理〔第19条〕

④立入調査等〔第21条〕

⑤指導、助言及び勧告〔第22条〕

(第22条第2項第5号の侵入防止措置に関する規定は除きます。)

⑥命令〔第23条〕

⑦国及び道への報告〔第25条〕

(4) 次の①～⑤の規定による手続等は、この条例の令和7年6月1日前においても、各規定の例により行うことができるものとします。

①事前協議〔第12条〕

②地域住民等への説明等〔第13条〕

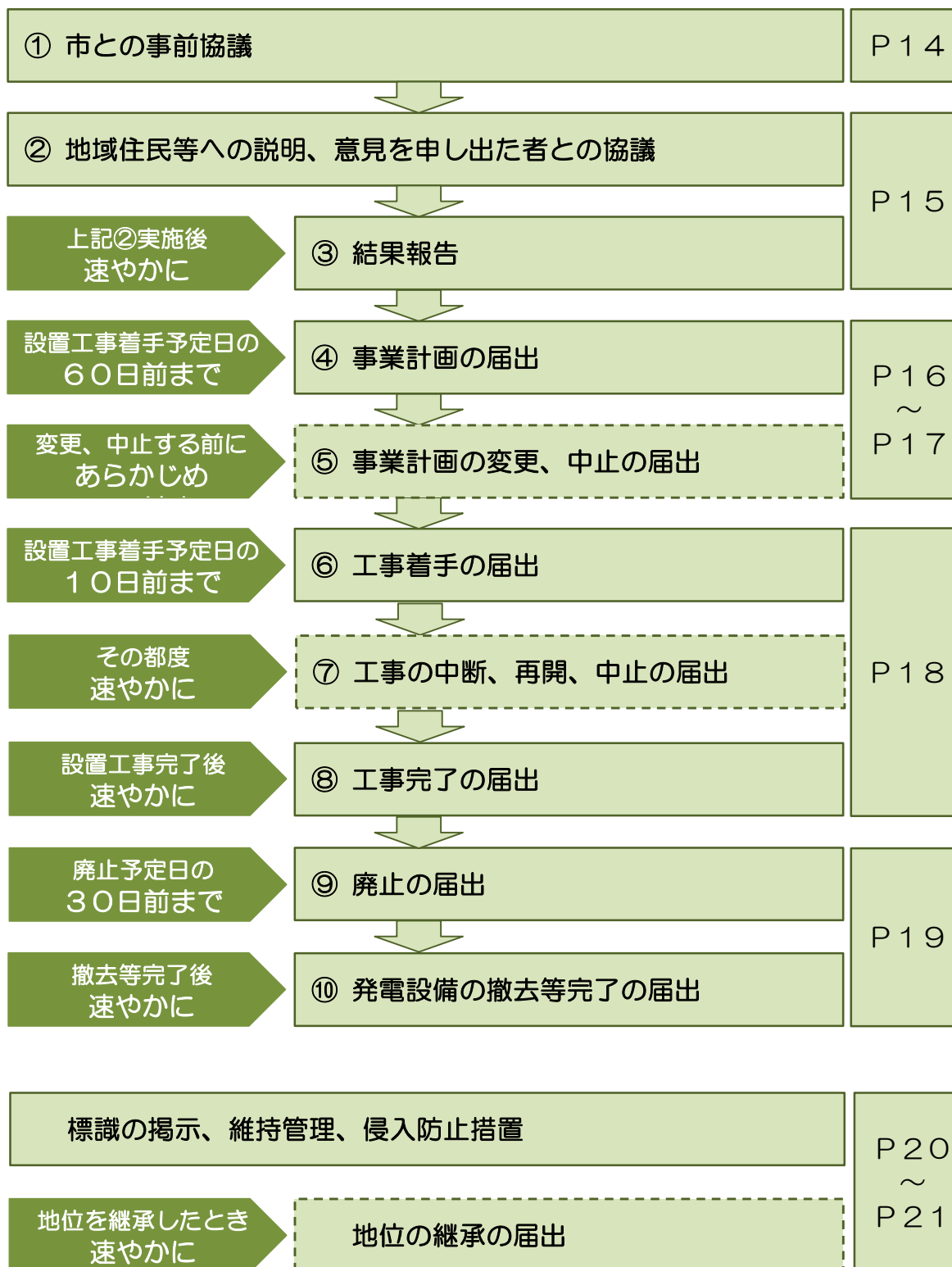
③事業計画の届出〔第14条〕

④工事着手等の届出〔第15条〕

⑤廃止の届出〔第17条第1項〕

Ⅲ 必要な手続き・届出等

1 手続き・届出等の流れ



2 手続き・届出等の内容

登別市内で発電事業を実施する際に必要な手続きや届出等の内容をお示しします。

この手引きにお示しする事項に加え、関係法令のほか、国や民間団体が作成するガイドライン（参考：P 23、P 24）を遵守して発電事業を進めてください。

① 市との事前協議

事業者は、事業計画の届出（P 16）をしようとするときは、あらかじめ発電事業に関する計画について市と協議しなければなりません。

発電事業を実施しようとするときは、その計画（検討）段階において市と事前協議を行い、地域住民等の説明範囲や必要となる届出などについて相談・確認し、対応してください。

なお、発電事業の計画にあたっては、関係法令等やこの条例を遵守し、適正に実施いただくことはもとより、良好な自然環境、景観、生活環境の保全、文化財の保護、生物の多様性の確保が図られるとともに、災害の発生を招くことがないよう、これらへの影響に配慮し、地域理解の確保が図られるよう進めてください。

●市との事前協議に必要となる書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業事前協議書（別記様式第1号）
- 位置図、現況写真
- 事業区域図（公図）、配置図、平面図
- その他市長が必要と認める書類

② 地域住民等への説明、意見を申し出た者との協議

③ 結果報告

- (1) 事業者は、事業計画の届出（P16）をしようとするときは、地域住民等に対して説明会又はその他の方法により、あらかじめ事業計画について説明しなければなりません。
- (2) 事業者は、上記（1）の説明をするときは、地域住民等の理解が得られるよう努めてください。
- (3) 地域住民等は、上記（1）の説明を受けたときは、事業者に対して意見を申し出ることができます。
- (4) 事業者は、上記（3）の規定により地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければなりません。
- (5) 事業者は、上記（1）の説明をしたとき又は上記（4）の協議をしたときは、速やかにその結果について市への報告しなければなりません。

発電事業を実施しようとするときは、「①市との事前協議」（P14）の後、地域住民等への説明等を行ってください。

発電事業と地域との調和を図る上で、地域住民等への説明等は重要なものとなりますので、地域住民等への説明は、分かりやすく、でき得る限り詳細に行い、地域住民等の理解が得られるよう努めてください。（地域住民等の範囲は、市との事前協議（P14）などの段階で市に相談・確認してください。）

また、地域住民等から意見の申し出があった際は、誠意をもって協議するとともに、地域住民等からの要望を取り入れるよう努めてください。

これらの説明・協議を行いましたら、速やかにその結果を市に報告してください。

なお、事業計画の変更、中止の届出（P16）にあたりましても、地域住民等への説明等が必要となりますので、ご注意ください。

●結果報告に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業事前説明等報告書（別記様式第2号）
- 説明会等に使用し、又は配布した資料の写し
- 説明会等の会議録
- 説明会等において地域住民等から申出のあった意見及び当該意見への対応を記録した書類
- 説明会等に参加した者の名簿（説明者を含みます）
- その他市長が必要と認める書類

④ 事業計画の届出

⑤ 事業計画の変更、中止の届出

- (1) 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、設置工事の着手予定日の60日前までに事業計画について市に届け出なければなりません。
- (2) 上記(1)の届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を市に届け出なければなりません。ただし、軽微な変更を除きます。
- (3) 「②地域住民等への説明、意見を申し出た者との協議」・「③結果報告」(P15)は、上記(2)の届出について準用するものとします。
- (4) 市は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対してその旨を通知し、意見を求めることができるものとします。

発電事業を実施しようとするときは、「②地域住民等への説明、意見を申し出た者との協議」、「③結果報告」(P15)の後、設置工事(樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含まず。)の着手予定日の60日前までに事業計画の届出をしてください。

また、当該届出に係る事業計画を変更又は中止しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を市に届出してください。

なお、事業計画の変更、中止の届出にあたりましても、地域住民等への説明等(P15)が必要となりますので、ご注意ください。

●事業計画の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業届出書(別記様式第3号)
- 事業計画書(別記様式第4号)
- 事業者の住民票の写し(法人その他の団体にあつては、その登記事項証明書)
- 事業区域等状況調書(別記様式第5号)
- 位置図、現況写真
- 事業区域図(公図)、配置図、平面図、断面図
- 発電設備の構造図
- 維持管理計画書(別記様式第6号)
- 解体、撤去、廃棄等に関する計画書(別記様式第7号)
- 関係法令等による許可又は認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し(申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し)
- その他市長が必要と認める書類

▶維持管理計画書（別記様式第6号）

維持管理計画書には、維持管理実施事業者、人員配置及び体制計画をはじめ、保守点検や除草・清掃等の内容・実施スケジュール、遠隔監視システム（監視カメラを含みます。）の有無のほか、災害等が発生した場合に予定する措置や保守点検及び維持管理結果の記録方法などを計画することとしており、事業者におかれましては、これに基づき、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理してください。

なお、維持管理にあたっては、遠隔監視システム（監視カメラを含みます。）を導入するなど、トラブル発生 of 早期発見や発電設備・事業区域内の安全を常に確認できるよう対応を図るほか、除草剤や農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること、周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合に速やかに対処することなどについて、特段の配慮をお願いします。

▶解体、撤去、廃棄等に関する計画書（別記様式第7号）

解体、撤去、廃棄等に関する計画書には、発電設備の解体等の概算費用や時期、方法のほか、災害等が発生したときの措置及び発電設備の解体等に充てる費用の積立などを計画することとしております。

発電設備は、事業者の責任の下で適正に処理する必要がありますので、発電事業の終了後に放置されるといったことなどが無いよう、また、発電事業の実施期間中において災害等が発生した場合に早急に対処できるよう、これらの措置等に要する費用について計画的に積み立てるようお願いいたします。

●事業計画の変更又は中止の届出に必要となる書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業（変更・中止）届出書（別記様式第8号）
- 上記の事業計画の届出に必要となる書類のうち変更に係る書類

※「軽微な変更」は、次の場合を指します。

- ・設置工事の着手予定日を変更前の着手予定日より前の日にする変更以外の変更
- ・事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
- ・上記のほか、市長が認める変更

⑥ 工事着手の届出

⑦ 工事の中断、再開、中止の届出

⑧ 工事完了の届出

- (1) 事業者は、設置工事に着手しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の10日前までにその旨を市に届け出なければなりません。
- (2) 上記(1)の届出をした事業者は、設置工事を中断し、再開し、中止し、又は完了したときは、その都度速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

設置工事（樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含まず。）に着手しようとするときは、着手予定日の10日前までに工事着手の届出をしてください。

また、設置工事を中断し、再開し、中止し、又は完了したときは、その都度速やかに届出をしてください。

● 工事着手の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電設備設置工事着手届出書（別記様式第9号）
- 届出の内容が分かる写真

● 工事の中断、再開、中止、完了の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電設備設置工事（中断・再開・中止・完了）届出書（別記様式第10号）
- 届出の内容が分かる写真

⑨ 廃止の届出

⑩ 発電設備の撤去等完了の届出

- (1) 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を市に届け出なければなりません。
- (2) 事業者は、発電事業を廃止したときは、発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じるとともに、これを完了したときは、速やかにその旨を市に届け出なければなりません。

発電事業を廃止しようとするときは、廃止予定日の30日前までに廃止の届出をしてください。

また、発電事業を廃止したときは、発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じ、これを完了したときは、速やかに届出をしてください。

なお、解体、撤去、廃棄等に関する計画書は、別記様式第7号に定めており、事業計画の届出（P16）に添付する必要があります。

発電設備は、事業者の責任の下で適正に処理する必要がありますので、発電事業の終了後に放置されるといったことなどがないよう、解体等に要する費用について計画的に積み立てるようお願いします。

●廃止の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（別記様式第11号）

●発電設備の撤去等完了の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電設備撤去等完了届出書（別記様式第12号）
- 登別市再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（別記様式第11号）
- 発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の状況が分かる写真

標識の掲示

- (1) 事業者は、発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める事項を表示した標識を掲示しなければなりません。
- (2) 事業者は、上記(1)による標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示し、当該標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示してください。

また、より早い段階で地域住民等に発電事業の実施をお知らせするよう、事業の計画から発電事業を開始するまでの間についても、できる限り事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容を説明する標識等を掲示して事業の周知を図るよう配慮をお願いします。

●標識に表示する事項

- 発電設備の区分
- 発電設備の名称
- 設備ID（設備IDが付与されていない場合を除く。）
- 発電設備の設置場所
- 発電設備の出力
- 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 発電設備の保守点検を行う事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 緊急時の連絡先（事業者又は発電設備の保守点検を行う事業者の電話番号）
- 発電設備の運転開始年月日

再生可能エネルギー発電事業の内容		
発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇発電所
	設備ID	〇〇〇〇〇〇〇〇
	設置場所	北海道登別市〇〇町〇丁目〇番地
	出力	150.0kW
発電事業実施事業者	氏名	株式会社〇〇エナジー 代表取締役 〇〇 〇〇
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
保守点検実施事業者	氏名	株式会社〇〇メンテナンス 代表取締役 〇〇 〇〇
	住所	北海道登別市〇〇町〇丁目〇番地
緊急時連絡先		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (株式会社〇〇エナジー)
運転開始年月日		2025年〇月〇日

25cm以上

35cm以上

維持管理

事業者は、維持管理を行うための計画（以下「維持管理計画」といいます。）を作成し、当該維持管理計画に基づき、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

維持管理計画書は、別記様式第6号に定めており、事業計画の届出（P16）に添付する必要があります。

この維持管理計画書には、維持管理実施事業者、人員配置及び体制計画をはじめ、保守点検や除草・清掃等の内容・実施スケジュール、遠隔監視システム（監視カメラを含みます。）の有無のほか、災害等が発生した場合に予定する措置や保守点検及び維持管理結果の記録方法などを定め、これに基づき、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理してください。

なお、維持管理にあたっては、遠隔監視システム（監視カメラを含みます。）を導入するなど、トラブル発生 of 早期発見や発電設備・事業区域内の安全を常に確認できるよう対応を図るほか、除草剤や農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること、周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合に速やかに対処することなどについて、特段の配慮をお願いします。

侵入防止措置

事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置する等侵入防止措置及び安全対策を講じなければなりません。

事業区域内に関係者以外の方が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどして、侵入防止措置及び安全対策を講じてください。

地位の継承の届出

事業者の地位を継承した者は、速やかにその旨を市に届け出なければなりません。

発電設備等の譲渡又は相続、会社の合併若しくは分割等による地位の継承をしたときは、速やかに届出をしてください。

●地位の継承の届出に必要な書類

- 登別市再生可能エネルギー発電事業地位継承届出書（別記様式第13号）
- 地位を継承した事業者の住民票の写し
（法人その他の団体にあつては、その登記事項証明書）
- 地位を承継した事実を証する書類

IV 手続き・届出等の書類提出先、注意点とお願い

1 手続き・届出等の書類提出先

本条例の規定による手続きや届出等に係る書類は、次の提出先までお願いします。

●提出先

〒059-0002

北海道登別市幸町2丁目5番地

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

Eメール：cleancle@city.noboribetsu.lg.jp

2 手続き・届出等の注意点とお願い

この条例は、令和7年6月1日から施行します。

このため、この条例の規定は、施行日（令和7年6月1日）以降に、発電設備を設置する工事（樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含みます。）に着手する発電事業に適用することが基本となりますが、廃止の届出（第17条）、地位の継承の届出（第18条）、維持管理（第19条）、立入調査等（第21条）、指導、助言及び勧告（第22条（同条第2項第5号の侵入防止措置に関する規定は除きます。））、命令（第23条）、国及び道への報告（第25条）の規定については、施行の際、すでに発電設備を設置又は設置工事に着手している場合を含めてすべての発電事業に適用することになります。

このほか、この条例の施行日（令和7年6月1日）の後すぐに設置工事に着手しようとする場合などの対応として、この条例の公布日から、事前協議（第12条）、地域住民等への説明等（第13条）、事業計画の届出（第14条）、工事着手等の届出（第15条）、廃止の届出（第17条第1項）の規定による手続き等を行うことができることとしています。

これらの手続き・届出等は、地域理解の確保を図るためにも重要なものとなります。

必要な手続き・届出等を行わない場合や市の求めに応じない場合は、指導や勧告等の対象になり得ますので、関係法令等及びこの条例を遵守し、適正に発電事業を実施いただくようお願いします。

また、自然環境や景観、生活環境等の保全のほか、防災や安全対策、地域住民等への対応などに関して、地域との調和が図られるよう、特段の配慮をお願いします。

V 【参考資料】主なガイドライン等（令和7年3月時点）

1 各省庁作成

ガイドライン等名	発行元	発行年
太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準	東京消防庁	2014年
太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集	環境省	2016年
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	同上	2020年
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）	同上	2024年
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	同上	2021年
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	資源エネルギー庁	2024年
廃棄等費用積立ガイドライン	同上	2024年
再エネ特措法改正関連情報	同上	—
「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」	経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省	2023年

2 民間団体作成

ガイドライン等名	発行元	発行年
太陽光発電事業の評価ガイド（2024年改定）	評価ガイド普及促進委員会	2024年
住宅用太陽光発電システム設計・施工指針	一般財団法人 新エネルギー財団	2007年
太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）	国立研究開発法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構	2010年
10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第1.0版）	一般社団法人 太陽光発電協会	2015年

ガイドライン等名	発行元	発行年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版（本文、技術資料、付録 A、付録 B）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 一般社団法人 太陽光発電協会、 奥地建産株式会社	2019 年
傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023 年版	特殊な設置形態の太陽光発電設備に関する安全性確保のためのガイドライン策定委員会	2023 年
営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023 年版	同上	2023 年
水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023 年版	同上	2023 年
太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報（第 2 版）	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	2019 年
太陽光発電システムの不具合事例とその対処例	一般社団法人 太陽光発電協会	2020 年
太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について	同上	2018 年
震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	同上	2016 年
太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	同上	2010 年
太陽電池モジュールの適正処理（リサイクル）が可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧表	同上	—
太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019 年改訂版）	一般社団法人 日本電機工業会、 一般社団法人 太陽光発電協会	2019 年

※ この資料は、再生可能エネルギーのうち、登別市内で設備の導入が多く見られる太陽光発電を対象に、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：資源エネルギー庁」の付録を参考に作成しています。（風力や水力など、太陽光以外の発電を計画・実施する場合は、その発電に関するガイドライン等を参照してください。）

※ これらのガイドライン等については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新の情報を参照してください。